



令和 2 年 10 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

今年の慰安旅行は KUSATSU !

コロナは一段落といったところですが、体力が少なくなってきた中小企業は、ここからが正念場です。「篩（ふる）いにかけてられる」状況ですが、そこを越えれば、良い経済環境になると信じています。

さて、今年も弊社では 9 月 17 日から 19 日まで草津温泉、軽井沢へ慰安旅行に行ってきました。(3 日間臨時休業となり、ご迷惑をおかけいたしました。)

例年は沖縄に行くことが多かったのですが、今年は悩みました。GOTO トラベル事業を活用して、ゆったりとした高級ホテルに泊まって、できるだけ密にならずに過ごせるように。

このようにいろいろ考えて旅行先・宿泊先を決定したのですが、やはり心配という声があり、結局、今年は少人数での開催となりました。古い人間の私は、沢山の人数で賑やかにやりたいのですが、なかなか厳しい世の中です。

ちなみに、今回の旅のしおり本は、私が作成！最近は、こういうものもネットでひな形をダウンロードして、簡単に作れます（笑）

旅行の様子は次回の Dr.tax でご報告する予定ですので楽しみに。



本店
便り

雇用調整助成金の収益計上時期はいつ？

文責：亀田

新型コロナウイルス感染症対策として、従業員を休ませ休業手当を支給し雇用調整助成金（特例措置）を申請している会社が沢山あるかと思いますが、申請から助成金が入金されるまでかなりの期間を要しますが、いつ収益として計上すれば良いのでしょうか？



「法人税基本通達 2-1-42」によると、「法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。」とあります。

例えば、9 月決算の法人が 9 月に休業をして従業員へ休業手当を支給した場合、雇用調整助成金の入金が 11 月にあったとしても、9 月に収益として見積もり計上しなければなりません。

助成金の申請から入金までには時間がかかることから、未入金部分の概算計上を忘れてしまうと後で大変なことになるかもしれないので注意が必要ですね！

インター 店 便り

スター誕生！！

文責：大脇

こんにちは。秋の声が聞こえる美しい季節が到来しましたね。
インター店の周囲の木々も色彩豊かに色づき始めました。

さて、将棋の藤井聡太さんが二冠を達成してから連日、新聞には記事が載り、テレビの地域情報番組では瀬戸の銀座商店街特集まで放映と、かつてない瀬戸ブーム到来ですね♪ 瀬戸の有名人といえば石川秀美か瀬戸朝香くらいしか名前が出てこなかったのですが…大スター誕生！！瀬戸市民としては鼻高々です。今後の活躍にも期待です！（将棋のルールは知りませんが（テヘペロ👏））



藤井聡太二冠といえば、前半から激しく攻めたり、後半で予想外の手を指したりして対局者を翻弄、常識にとらわれない展開に持ち込んで相手の思考を乱す奇抜な「指し」が注目されていますが、やはり皆さんの興味は勝負飯や羽織袴ではないでしょうか？

師匠の杉本八段が仙台平の袴をプレゼントしたというのには有名ですが、さてこのプレゼント、課税面ではどのようにとらえるのでしょうか。

ズバリ！「贈与税」の課税対象になります。年間 110 万円を超えると贈与税が課税されます。えープレゼントで！？とお思いの方もいらっしゃるかと思いますが、贈与税の対象となるんですね。

ここで問題です。110 万円を越える婚約指輪を贈られた場合は贈与税を支払う義務は生じるのでしょうか？
→婚約指輪は「個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞い等のための金品で、社会通念上相当と認められるもの」に該当し贈与税は免除されます。

しかし、「社会通念上相当と認められるもの」に決まった額はありません。例えば、芸能人などが 3,000 万円の高額な婚約指輪を贈って～なんてニュースを耳にした方もいらっしゃるかと思いますが、芸能人など贈与した額に見合った収入がある人ならば「社会通念上相当と認められるもの」になるそうです。

ここで注意点！上記内容はあくまで「婚約指輪」の場合です。例えば結婚 10 周年のスイートテンダイヤモンドは贈与税免除には該当しません。（平成っ子に「スイートテンダイヤモンドって何ですか？」と突っ込みを受けました。そういえば…CM 見なくなりましたね）

ご不明点は担当者まで…。

経営 情報

払い戻しを放棄したチケットが寄付金控除の対象になる場合があります

文責：渡邊

新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための措置により、数々のイベントが中止等となっています。

その際に、チケットの払い戻しを受けることを辞退した場合、個人住民税の寄附金税額控除を受けられる制度が創設されました。スポーツチーム、アスリートやアーティスト等、文化芸術・スポーツにかかわる方々を応援したい、そんな「想い」を支える制度となっています。



中止になってしまったイベントチケットの払い戻し辞退を考えている、または参加予定のイベントの中止が決まった、という方は、活用してみたいかがでしょうか。

<次のページに続く>

<前のページからの続き>

【控除額】

○「寄附」合計額から 2,000 円を引いた額の 40%分に当たる金額が、所得税から減税されます。

お住まいの自治体が指定したイベントについては、さらに最大 10%分が住民税から減税されます。

(例) チケット代金 10,000 円の場合

⇒ $(10,000 - 2,000) \times 40\% = \mathbf{3,200 \text{ 円}}$ の減税

※自治体指定イベントの場合、 $(10,000 - 2,000) \times 10\% = 800 \text{ 円}$ $3,200 + 800 = 4,000 \text{ 円}$

⇒ 最大 4,000 円の減税となります。

○辞退した金額のうち 20 万円までの金額について、他の寄附金控除と同様の税優遇（所得控除又は税額控除）を受けられます。

詳しくはスポーツ庁「チケットを払い戻さず寄附することをお考えの方へ」(※1)をご覧ください。

【対象となるイベント】

文部科学大臣が指定したイベントのうち、都道府県及び区市町村が条例により個別に指定したものが対象となります。

指定対象となる行事（イベント）は、以下の全ての要件を満たすものとなります。

- ・文化芸術又はスポーツに関するものであること。
- ・令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催された又は開催する予定であったものであること。
- ・不特定かつ多数の者を対象とするものであること。
- ・日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること。
- ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止等されたものであること。
- ・中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの又は現に払戻しを行っているものであること。

文部科学大臣が指定するイベントの詳細については、文化庁 HP「最新の指定行事リスト」(※2)をご覧ください。

また、イベントの主催者様におかれましても、上記要件を満たしている場合は文部科学大臣が指定するイベントとして申請・登録を行うことができます。詳しくは文化庁 HP ガイドライン(※3)をご覧ください。

【寄附控除適用までの流れ】

①主催者などがイベントの指定を受けた旨を公表します。

②主催者に払戻しを受けない意思を連絡します。

主催者指定の方法にて、払戻しをしない旨を連絡してください。

チケット原本が必要な場合もありますので、お手元のチケットは必ず保管しておくようにしてください。

③主催者から 2 種類の証明書をもらいます。

主催者から「指定行事証明書」、「払戻請求権放棄証明書」の 2 種類の証明書が届きますので、大切に保管してください。

④翌年 2 月中旬～3 月中旬に確定申告を行います。

③で主催者から交付を受けた 2 種類の証明書を、確定申告書や他の必要書類と共に税務署に提出します。

弊社にて確定申告をされているお客様は、ぜひ担当にご相談ください。

<次のページに続く>

<前のページからの続き>

【参考資料】

※1: 文化庁 チケットを払い戻さず寄附することをお考えの方へ

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200430-spt_sseisaku01-000006401_3.pdf

※2: 文化庁 HP チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる制度

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/covid19_info/donate.html

※3: 文化庁 HP 主催者の方向け 本制度に係るガイドライン

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011800_04.pdf

文化庁 HP 主催者の方向け Q&A 集

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011800_05.pdf

行楽
日記

豊浜 魚ひろば

文責：矢舗

今回は、愛知県南知多町の豊浜漁港にある「豊浜 魚ひろば」をご紹介します。

愛知県下一の水揚げ量を誇る南知多豊浜漁港の中にある魚ひろばは、一般に開放された産地市場です。屋根の上の大きな魚のオブジェが印象的な建物の中には 10 軒弱の商店が並んでおり、鮮魚や干物等の新鮮な海産物をお値打ちに購入できます。店主さんの中には、YouTuber として活躍されている方も！



春日井からは高速で 1 時間程度なので、朝ゆっくり出発してもお昼前には到着できました。当初のお目当てはフグの干物のみでしたが、お店を見てまわっているとあれこれ目移りし、アナゴやタイの干物、えびせんべい、…と結局大量購入してクーラーボックスは満杯に。

お昼ご飯は近くのお食事処で、海鮮丼や煮穴子丼など沢山注文して贅沢なランチを楽しみました。魚ひろばの中にも市場食堂がありますし、有名なところでは「まるは食堂」など、漁港の周りにもたくさんのお食事処が点在しています。



さらに帰宅後の夕食でも干物を焼いて美味しくいただき、大満足の日でした。

現在魚ひろばでは、入口に手指消毒液を置き、マスクを配布するなど感染症対策もされているようです。今はなかなか出かけられませんが、落ち着いたらまた買いに行きたいなと思っています。

10月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) **納付期限…10月中において各自治体の条例で定める日**
- ・8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)、2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

申告期限…11月2日(月)

無料経営相談実施中!!!

代表 三上による経営相談をご活用ください!

10月開催スケジュール(要予約)

10月5日(月) 午前10時より12時まで

10月6日(火) 午後1時より5時まで

10月7日(水) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info